

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱い要領

(通則)

第1条 介護保険法に基づく諸基準及び諸条例(別表1)の規定による事故が発生した場合の鴻巣市への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、事故発生時に速やかに鴻巣市への報告が行われ、情報共有が図られるようにすると共に、発生した事故の原因を究明、分析し、その事後処理において速やかな解決対応措置をとることにより、事故の再発防止及びサービスの質の向上に資することを目的とする。

(事故報告の対象となる事業所及び介護保険サービス)

第3条 報告の対象は介護保険適用サービス(介護予防・日常生活支援総合事業を含む。)の提供を行う指定事業所及び有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(以下「事業所」という。)とする。

(報告対象者等)

第4条 事故報告は、事故に関係する利用者が鴻巣市の被保険者である場合並びに事故が発生した事業所又は施設の所在地が鴻巣市の場合に行うこととする。

(報告の範囲)

第5条 報告の範囲は、事業所の責任の有無にかかわらず、介護サービスの提供中に発生した事故とし、次のとおりとする。

(1) 利用者の怪我又は死亡事故(送迎・通院等の間に発生した事故を含む。)

※ア 怪我の程度については、医療機関の受診を要したものを原則とする。ただし、診察又は検査のみで治療を伴わない場合を除く。

※イ 利用者が病気等により死亡した場合であって、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき(トラブルになる可能性があるとき)は報告する。

※ウ 利用者が、事故に起因し死亡した場合は、事故からの期間に関係なく、事業所は速やかに事故報告書を再提出する。

(2) 異食・誤飲・誤薬(服薬忘れ含む)・落薬・誤嚥

(3) 利用者に対する虐待、又はそれが疑われる事例(通報により第一報を行った後に限る)

職員(従業者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は直ちに通報すること。

(4) 利用者が行方不明になった場合

利用者が行方不明となった場合において、次のいずれかに該当する場合は報告すること。

ア 行方不明となったその当日中に発見できなかった場合

イ 警察に捜索願を届け出た場合

ウ 発見された場所が事業所の敷地外であった場合(通所・短期入所サービス及び施設サービス等の提供中に行方不明となった場合)

エ その他、施設長等又は鴻巣市が報告を必要と認めた場合

(5) 感染症、食中毒又は疥癬(以下「感染症等」という。)が発生し、又はそれが疑われる場合

感染症等が発生し、又は疑われる場合において、次のいずれかに該当する場合は報告すること。

なお、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

また、感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」に定めるもの及び関係法令に規定されるもののうち、原則として一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症及びこれらに相当する指定感染症とする。（別表 2）

ア 感染症、食中毒による死亡者が 1 名以上発生又は、同一の感染症、食中毒の重篤患者が 1 週間に 2 名以上発生した場合（感染の疑い等の場合を含む。）

イ 同一の感染症等の罹患者（疑い含む）が 1 週間に 10 名以上又は、利用者の半数以上発生した場合

ウ その他施設長等又は市が報告を必要と認めた場合。

（6）職員（従業者）の法令違反・不祥事等が発生した場合

利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故等、利用者の処遇に影響があるものは報告すること。

（7）施設等の管理上の事故によって利用者に影響を与えた場合

施設内での小火・火事等など、施設管理上の事故等により利用者に影響を与えた場合は報告すること。

（8）その他報告が必要と認められる事故の発生又は特に市が事業所に報告を求める場合

上記のほか、サービスの提供において利用者の処遇に著しく影響を与えた場合は報告する。

（報告先）

第 6 条 事業所は、第 5 条各号に掲げる事故等が発生した場合、家族、鴻巣市介護保険課及び当該事業所の指定権者に事故の報告を行う。なお、当該利用者が鴻巣市以外の市区町村の被保険者である場合は、その市区町村に、居宅サービスを利用している場合にあっては、居宅介護支援事業所にも報告を行うこととする。

（報告書の様式等）

第 7 条 報告書の様式及び報告事項については、「事故報告書」（別紙 1）のとおりとする。ただし、事故報告書の項目を備えている場合は、その任意の様式により報告することができる。

（報告の方法及び手順）

第 8 条 鴻巣市への報告の方法及び手順は、次のとおりとする。ただし、当該事業所の指定権者に報告を行う場合は、それぞれの指示に従うものとする。

（1）第 1 報（速報） 事業所は、事故が発生した場合は、速やかに書面又は電話にて報告をする。

（2）事故報告 事故発覚後 5 営業日以内に、第 7 条の事故報告書等を提出する。

（3）最終報告 事業所は、事故収束後 10 営業日以内又は、事故が長期化し収束までに時間がかかる場合は事故発生後 1 ヶ月以内に、事業所内で事故の原因解明及び再発防止についての協議を行い、事故報告書等を提出する。

2 事業所は、事故が完全に収束するまでの間、必要に応じて、事故発生後の経過について、書面又は電話等により関係各所へ報告を行うものとする。この場合において、（2）および（3）の報告は電子メールにより提出することとする。

※ア 報告に際し、必要に応じて当該事故に関する資料を添付することとする。

※イ 電子メールにより報告を送付する際は、パスワードを設定する等の対策を講じ、個人の特定につながる情報を伏せる等、個人情報の取扱いには細心の注意を払うこととする。

（利用者及び家族への情報提供）

第 9 条 事業所は、事故の内容、原因、経過及び再発防止策等について、利用者及び家族の求めに応じ、情報の提供に努めることとする。

(市の対応)

第10条 市は、報告を受けた場合、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として、助言その他必要な対応を行うものとする。

2 市の対応は、原則として事故に係る利用者が鴻巣市の被保険者である場合とする。ただし、必要に応じ他市区町村、埼玉県並びに埼玉県国民健康保険団体連合会等と連携を図るものとする。

3 市は、提出された事故報告の概要等をまとめ、事業所への情報提供を行うとともに、再発防止の啓発に努めるものとする。

4 市は、利用者又はその家族が事故報告に係る文書の開示を求めたときは、速やかに対応するものとする。

(記録の作成、保存及び取扱い)

第11条 事業者は、第7条の報告書の内容以外の情報についても、記録するよう努めるものとする。

2 事業者は、第5条の規定による事故以外の事故が発生した場合又は、事故になる恐れがあった場合は、事業所の規定に従い記録に努めるものとする。

3 事故報告書の取扱いにあつては個人情報の保護に留意するものとする。

4 事業所は、事故の状況その他記録については5年間保存するものとする。

(附則)

この要領は、平成26年10月1日より適用する。

この要領は、令和7年4月1日より適用する。

別表 1（第 1 条関係）

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 37 号）
- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 35 号）
- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 38 号）
- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 39 号）
- ・ 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準
（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 40 号）
- ・ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 41 号）
- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 34 号）
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 36 号）
- ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 37 号）
- ・ 鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
（平成 24 年 12 月 28 日 条例第 34 号）
- ・ 鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
（平成 24 年 12 月 28 日 条例第 35 号）

根拠法令（別表 1 で示したもの以外）

- ・ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
（平成 11 年 9 月 17 日 老企第 25 号）
- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
（平成 11 年 7 月 29 日 老企第 22 号）
- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について
（平成 12 年 3 月 17 日 老企第 43 号）
- ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
（平成 12 年 3 月 17 日 老企第 44 号）
- ・ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について
（平成 12 年 3 月 17 日 老企第 45 号）
- ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
（平成 18 年 3 月 31 日 老計発第 0331004 号 老振発第 0331004 号 老老発第 0331017 号）
- ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について
（平成 18 年 3 月 31 日 老振発第 0331003 号 老老発第 0331016 号）